

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十八号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

名称	位置	管 轄 区 域
広島県 広島中 央警察 署	広島市 中区基 町	広島市中区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）
広島県 広島東 警察署	広島市 中区富 士見町	広島市中区のうち 富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町 広島市東区 広島市南区のうち 大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、 西蟹屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、南蟹屋一丁目、 同二丁目、東駅町、大州一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、京橋町、的場町一丁目、同二丁目、金屋町、稲 荷町、松川町、比治山町、比治山本町（同町四番以北）、比治 山公園 安芸郡府中町
広島県 広島西 警察署	広島市 西区商 工セン ター四 丁目	広島市西区
広島県 広島南 警察署	広島市 南区宇 品東四 丁目	広島市南区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）
広島県 安佐南 警察署	広島市 安佐南 区西原 九丁目	広島市安佐南区
広島県 安佐北 警察署	広島市 安佐北 区可部	広島市安佐北区

広島県 広島西 警察署	広島県 福山東 警察署	広島県 竹原警 察署	広島県 東広島 警察署	広島県 江田島 警察署	広島県 音戸警 察署	
福山市 神村町	福山市 三吉町 南二丁 目	竹原市 中央一 丁目	東広島 市西条 昭和町	江田島 市江田 島町中 央四丁 目	呉市音 戸町南 隠渡一 丁目	
尾道市のうち 浦崎町 福山市のうち	福山市（広島県福山西警察署及び広島県福山北警察署の管轄区 域を除く。）	竹原市 豊田郡大崎上島町	東広島市	江田島市	呉市のうち 音戸町、音戸町坪井一丁目、同二丁目、同三丁目、音戸町引地 一丁目、同二丁目、音戸町鱒浜一丁目、同二丁目、同三丁目、 音戸町北隠渡一丁目、同二丁目、音戸町南隠渡一丁目、同二丁 目、同三丁目、同四丁目、音戸町高須一丁目、同二丁目、同三 丁目、音戸町波多見一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、 同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁 目、同十一丁目、音戸町畑一丁目、同二丁目、同三丁目、音戸 町有清一丁目、同二丁目、音戸町先奥一丁目、同二丁目、同三 丁目、音戸町藤脇一丁目、同二丁目、同三丁目、音戸町早瀬一 丁目、同二丁目、同三丁目、音戸町田原一丁目、同二丁目、同 三丁目、音戸町渡子一丁目、同二丁目、同三丁目、倉橋町	豊 町 目、同二丁目、川尻町東一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁 目、川尻町久俊一丁目、同二丁目、同三丁目、川尻町久筋一丁 目、同二丁目、同三丁目、川尻町西一丁目、同二丁目、同三丁 目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、川尻町森一丁目、同二丁 目、同三丁目、同四丁目、川尻町原山一丁目、同二丁目、同三 丁目、川尻町小仁方一丁目、同二丁目、蒲刈町、安浦町、安浦 町三津口一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、 同六丁目、安浦町水尻一丁目、同二丁目、安浦町中央北一丁目、 同二丁目、安浦町中央一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、 同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、安浦町安登東一丁 目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、安 浦町安登西一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、 同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、安浦町 中央ハイツ、安浦町内海北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四 丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、安浦町内海南一丁目、 同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、豊浜町、

広島県 世羅警察署	世羅郡 世羅町	世羅郡世羅町
広島県 安芸高田警察署	安芸高田市 吉田町	安芸高田市
広島県 庄原警察署	庄原市中本町 一丁目	庄原市
広島県 三次警察署	三次市中二丁目	三次市
広島県 府中警察署	府中市 鵜飼町	府中市
広島県 三原警察署	三原市 皆実三丁目	三原市
広島県 因島警察署	尾道市 因島土生町	尾道市のうち 因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町
広島県 尾道警察署	尾道市 新浜一丁目	尾道市（広島県福山西警察署及び広島県因島警察署の管轄区域を除く。）
広島県 福山北警察署	福山市 神辺町	福山市のうち 御幸町、芦田町、加茂町、山野町、駅家町、新市町、神辺町 神石郡神石高原町
		郷分町、山手町、山手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、神島町、佐波町、瀬戸町、明王台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、東明王台、水呑町、水呑向丘、田尻町、鞆町鞆、鞆町後地、津之郷町、赤坂町、熊野町、走島町、松永町、松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、南松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、同十五丁目、同十六丁目、同十七丁目、同十八丁目、同十九丁目、同二十丁目、同二十一丁目、同二十二丁目、同二十三丁目、同二十四丁目、同二十五丁目、同二十六丁目、同二十七丁目、同二十八丁目、同二十九丁目、同三十丁目、同三十一丁目、同三十二丁目、同三十三丁目、同三十四丁目、同三十五丁目、同三十六丁目、同三十七丁目、同三十八丁目、同三十九丁目、同四十丁目、同四十一丁目、同四十二丁目、同四十三丁目、同四十四丁目、同四十五丁目、同四十六丁目、同四十七丁目、同四十八丁目、同四十九丁目、同五十丁目、同五十一丁目、同五十二丁目、同五十三丁目、同五十四丁目、同五十五丁目、同五十六丁目、同五十七丁目、同五十八丁目、同五十九丁目、同六十丁目、同六十一丁目、同六十二丁目、同六十三丁目、同六十四丁目、同六十五丁目、同六十六丁目、同六十七丁目、同六十八丁目、同六十九丁目、同七十丁目、同七十一丁目、同七十二丁目、同七十三丁目、同七十四丁目、同七十五丁目、同七十六丁目、同七十七丁目、同七十八丁目、同七十九丁目、同八十丁目、同八十一丁目、同八十二丁目、同八十三丁目、同八十四丁目、同八十五丁目、同八十六丁目、同八十七丁目、同八十八丁目、同八十九丁目、同九十丁目、同九十一丁目、同九十二丁目、同九十三丁目、同九十四丁目、同九十五丁目、同九十六丁目、同九十七丁目、同九十八丁目、同九十九丁目、同百丁目

備考

一 この表の位置の欄に掲げる地名は、その基準となった行政区画の名称の変更に伴

つて変更される。

二 この表の管轄区域の欄に掲げる行政区画（郡の区域又は市内の町その他の区域を含む。以下同じ。）は、平成二十四年十一月一日における行政区画とし、これを基準とした各警察署の管轄区域は、その後における行政区画に変更があっても、これによって影響されないものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年九月二日から施行する。